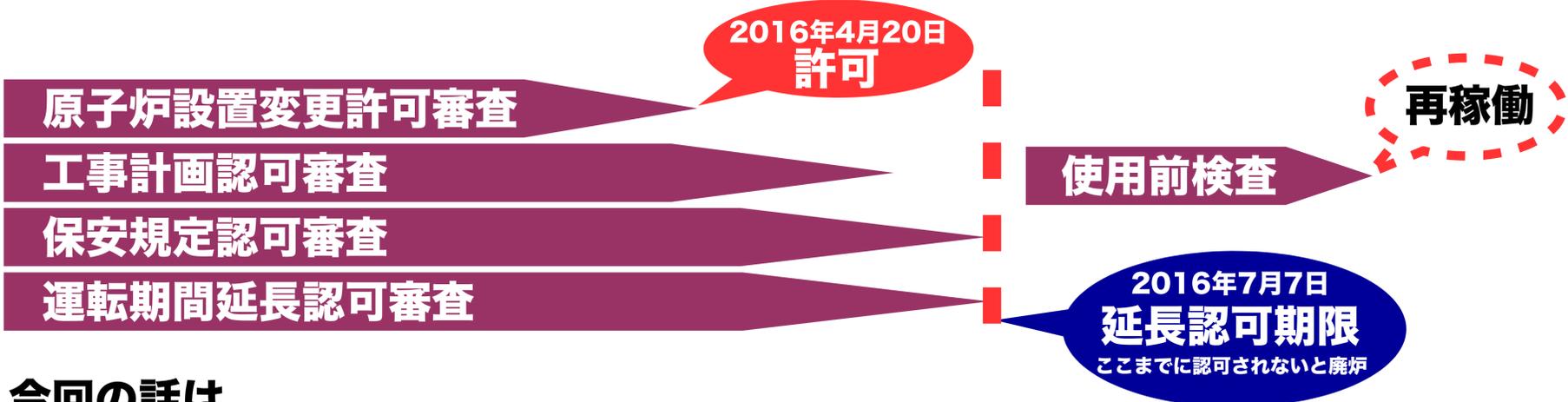


ギリギリセーフ?

高浜原発1, 2号機

ここは40年越えの運転になるので、こんな感じの日程 参考資料①



今回の話は「一次冷却ループの減衰定数」何のこっちゃ?。。。ですよね。まずはこれが何者なのか?から。

2016年2月10日 第55回原子力規制委員会 参考資料②「議事録」p.9
山形長官官房実用発電用原子炉規制総括官

地震が来まして、ある配管ですとか設備が揺れると。一度揺れて、次にどれだけ揺れが小さくなっていくのか、そういうものでございます。

ふむふむ。定数が1%なら揺れるたびに1%ずつ揺れが小さく、定数3%なら3%ずつ小さくなる、ってことですね。要は数字が大きいほど揺れが早くおさまるといふこと。

今までの工認では、これは1%という値が使われておりました。(中略)これに対して、当初申請者は、電気協会の指針(JEAG)を基に3%を採用するという申請をしておりました。

1% → 3% 定数1%で申請していたものを途中で3%に変えた、と。

仮に設置変更許可は行われたとしても、試験の結果が悪くて、この設置用減衰定数が3%に達しない場合ですとか、そういうことになれば、例えばですけれども、工事計画の認可がおろせないという状況になる、そういうこともあり得るといふこととさせていただきます。

2016年3月23日 第62回原子力規制委員会 参考資料③「議事録」p.3
櫻田原子力規制部長

工事計画認可の段階では、その計画に示された減衰定数をもとに設計をする設備が技術基準に適合しているかどうかということを審査いたします。

認可の時点では(7月7日までに終わらせねばならない)3%で審査するという事。「ただし」と続きます。

参考資料
①関西電力HP プレスリリース「高浜発電所1号機から4号機の原子炉設置変更許可について」
http://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2016/0420_2j.html
②原子力規制委員会HP 2016年2月10日 第55回原子力規制委員会
<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000110.html>
③原子力規制委員会HP 2016年3月23日 第62回原子力規制委員会
<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000122.html>
④原子力規制委員会HP 原子力規制委員会委員長定例会見 2016年4月20日
<http://www.nsr.go.jp/nra/kaiken/index.html>

ただ、この減衰定数に変更されることに伴って、設備の許容応力に対する余裕が従前のものに比べて小さくなるということが見込まれますので、(中略)
使用前検査の段階において、工事実施後に加振試験を実施して、工事計画に示された減衰定数が満足されているかということを確認すると、こういう段取りで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

本当に3%なのかどうかは、後で実際に試験をして、(延長認可期限後の)使用前検査で改めて確認しますよ。という方針が示され、この方針はそのまま承認されました。

2016年4月20日 田中委員長定例会見

参考資料④「速記録」p.10

毎日新聞シュゾウ氏の質問

試験結果がうまくいかなかった場合は、認可の取消しになるのですか。

市村原子力規制部安全規制管理官

検査には合格をしないです。検査を合格をしない上で、改めて中の工事をしないともう直らないということであれば、改めて工事計画の変更をしていただいて、その認可をとっていただいて、工事をするというような手続になっていくと思います。

今日のパブコメの中でも後出しじゃんけんというコメントがありましたけれども、後で事業者が対応できるのではないかと。それは**実質的にはやはり期限をなくすのと同じ**ではないかなというふうにやはり疑問があるわけですが、委員長はその点についてはやはりどうお考えですか。

田中委員長

今までも工事認可をしても、実際に工事をしたところで、きちっと基準をそのとおりにいかないときには、その認可に合うように手当てをしていただくということはずっとやってきていると思うのです。

2016年7月7日
延長認可期限

期限までにとらなければいけないのに、その期限が過ぎた後で、やはりそうではだめでしたということだったら、やはりこれはさかのぼって取消すべきなのではないかなというのが普通の考えだと思うのですが。
(中略) **後で手当てをできるのであれば、期限の意味がなくなるのではないか**という疑問なのです

田中委員長

その内容とかあれによるのではないですか。多分。一律に何かをそういう原則論で決めるということは、工事という、そういうものの性質上できないのだと思いますけれどもね。

少しだけ感想を

これが毎日新聞の記事になったかどうかは確認していませんが、重要な指摘だと思います。質問に対する回答はグダグダですけど。。。

『その内容とかあれによる』なんて意味不明の回答になってしまう根本原因は「なぜ40年制限なのか？」をはっきりさせていないからだだと思います。40年という期間を定めた「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の参院附帯決議では「速やかな見直し」と明記され、そもそも40年という年数の根拠もはっきりしていません。(詳細は本ポスターシリーズ2015年6月5日版)それがはっきりしていれば、その理由を元にやっていいことと悪いこともはっきりするはず。少し前に紹介した「原発依存度をできる限り低減」というのと同じで、根拠のない言葉は何の歯止めにもなっていません。